

## 警報発表時の対応について

### 1. 自宅にいる場合

- ≫ 午前7時の時点で警報が解除されている場合  
平常の時間で授業が開始されるので午前8時45分開始のSHRに間に合うように登校する。
- ≫ 午前7時から午前11時の間に警報が解除された場合  
解除時刻から2時間後を目処にその時限の授業から開始するので、必要な準備をして登校する。  
例 午前9時に警報解除 → 午前11時SHR → 3限目の授業から臨時日課で授業
- ≫ 午前11時の時点で警報が解除されていない場合は、休校となる。

#### 注意事項 ①警報の発表状況を常に確認しておくこと。

特に解除については「知らなかった」ことは理由になりません。欠席扱いとなります。

- ②警報解除後の登校には、充分気をつけて登校すること。危険であると判断できる場合や、登校するために利用する公共交通機関が止まっている場合は、登校しなくてよい。

#### ③自宅待機、休校となる警報等

**暴風警報・暴風雪警報・大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雪特別警報**

**該当地域の津波警報・土砂災害にかかる避難準備情報（警戒レベル3、四日市市日永地区）**

それ以外の大雨・洪水警報等はその対象になりませんが、状況を判断し危険と思われる場合は安全が確認できるまで待機すること。

尚、警報等が発表されていない場合でも、登校が危険と判断される場合は、安全が確認できるまで自宅待機すること。

### 2. 登校後の場合

- ≫ 警報が発表された時点で、下校を指示する。  
安全を確認しながら、直ちに下校してください。尚、下校に危険が伴う場合、公共交通機関が止まっていて帰る手段のない場合は、学校で待機する。  
また、警報等が発表されていない場合でも、校長の判断により同様の措置がとられる場合がある。

### 3. 登下校中の場合

- ≫ 警報に気がついた時点で、直ちに帰宅する。  
尚、その際安全を充分確認し、帰宅するより登校の方が安全と判断する場合は登校し学校で待機する。

### 4. その他

#### ①午前中授業日の対応

考查の前後等で授業が午前中だけの日に警報が発表され、午前11時までに解除になった場合  
午前中の授業の準備をして、前述の要領で登校する。

#### ②考查中の対応

定期考查中に警報が発表された場合

午前11時までに解除された場合・・・その日の試験を登校後実施する。

休校となった場合・・・その日の試験は別の日（考查終了予定日の翌日等）に実施する。

よって、考查予定の試験日を送る（ずらす）ことは行わない。

例 10月1日 考查1日目 警報により休校

10月2日 考查2日目以降 10月2日の科目を予定通り実施し、予定通りの日程で最終日まで実施

考查1日目の試験は、考查終了日の翌日実施